



Title	ナチス企業細胞組織の成立と発展 : 「ナチス労働組合」設立問題をめぐって
Author(s)	原田, 一美
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1978, 11, p. 55-76
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48010
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ナチス企業細胞組織の成立と発展

——「ナチス労働組合」設立問題をめぐって——

原 田 一 美

一九三三年五月二日、ナチ党は、ドイツ全域で一斉に自由労働組合の事務所を占拠した。しかし、労組事務所占拠はこの時初めてではなく、すでに三月、四月、「ナチ革命」の勝利に酔ったナチス企業細胞組織 (Nationalsozialistische Betriebszellenorganisation: NSBO) のメンバーによって、全国各地で自発的に行なわれていた。こうした自発的活動の動機の中でも、既存の労働組合を解体して「ナチス労働組合」を設立しようという要求が大きな位置を占めていたと考えられる。それでは、この「ナチス労働組合」設立要求は、ヒトラーの政権掌握に至る時期にナチ党内でどのような形で提起されてきたのか。また、ナチ党内の労働者と職員を組織し、ヴァイマル共和国末期に活発な活動を展開した NSBO は、「ナチス労働組合」設立要求の展開にとっていかなる意味を持っていたのか。

ハイデンは、「(ナチ) 党は、労働組合的方法では、労働者のために何もすることができなかったし、またしうともしなかった」⁽¹⁾として、NSBO の労働組合的機能を否定しているが、ゲルリッツとクヴィントは、「NSB

Oはヒトラーの労働組合である」、「NSBOの労働組合運動」といった表現を行なっている。またオーロウは、「NSBOは決して組合ではなかったが、財政的援助があれば組合に発展しえたであろう」と言い、さらにケールは、NSBOの労働組合的色彩を強調している。⁽⁴⁾

このようなNSBO像の相違は、NSBOの本来の目的と、その目的追求の過程で果たさざるをえなくなった機能のいずれを重視するかに依るものと思われる。従って本稿は、NSBOの目的と実際に果たした機能に焦点をあて、NSBOが「ナチス労働組合」設立要求とどのような関連性をもっていたのかを明らかにせんとするのである。

一

二五ヶ条綱領から看取できるように、ナチ党は当初とりわけ都市田中間層の利益を代弁し、そのプロパガンダの対象もこの層に集中していた。しかし、工業地帯において党勢を拡大しようとするれば、労働組合、ストライキ、労働時間などの問題に対する明白な態度表明は不可避である。従って、工業化の進んだ北部・西部ドイツの党地方組織が、「ナチス労働組合」の設立要求を掲げるようになったのは当然であろう。二五年一月末、ヴェストファーレン大管区指導部は、広範な労働者大衆掌握のために、労働組合組織、或いはこれに似た組織の必要性を強調し、ドイツ社会民主党(SPD)と自由労働組合の関係を指摘して、ナチ党にも同様な組織を設立することをヒトラーに対して要求している。⁽⁵⁾ G・シュトラッサー、ゲッベルスらを中心として結成された「ナチ党北部・西部ドイツ大管区労働共同体」のハノーファー会議(二五年一月二二日)の際にも、「ナチス労働組合」設立問題が重要な

討論テーマとなった。⁶ また、G・シュトラッサー発行の「国民社会主義通信」紙上でも、シュテール、カウフマンなどが労働組合設立を強く要求していた。⁷

党内の労働組合設立要求に対して、ミュンヘン党指導部はどのような態度をとったのであろうか。党機関紙「フエルギツシャー・ベオバハター」から、党指導部の労働組合設立問題に対する曖昧な態度が窺える。同紙は、党の労働組合が設立されねばならない、という原則を掲げてはいる（二六年二月一三日）。しかし、この原則は積極的に展開されず、例えば、階級闘争に反対している御用組合への加入が奨励されたり（同年三月二七日）、また、党の労働組合設立の経済的前提がまだ存在しないという理由から、どの労働組合に加入するかは黨員に任せる、との声明も出された（同年四月一六日、五月一日）。⁸ ヴァイマルでの第二回ナチ党全国大会（二六年七月三・四日）の際、党指導部は、労働組合設立提起に対し、目下適切な対応策を準備中であるという理由でこれを斥け、「マルクス主義的傾向の官僚労働組合」にすでに加入している黨員に対しては、そこでナチ党の勢力拡大に努めるようにとの命令を出した。⁹

この党大会での決定は、二六年一二月発行の『わが闘争』第二巻において一層明確にされた。¹⁰ 労働組合問題に関するヒトラーの「実際の結論」によれば、労働組合は、現体制下では不可欠であるし、将来の経済議会ないしは職能代表会議の礎石として是非とも必要ではあるが、財政上の困難や指導者の不在のために、中途半端に党の労働組合を設立するよりも現状のままにしておく方が良い、となる。¹¹ 当時すでに経済界への接近を開始していたヒトラーにとって、労働組合設立と労働者の日々の闘争によって引き起こされるであろう党の左傾化は、当然回避されねばならなかった。しかしまた、労働組合への敵対を明確にして、労働者の獲得を全く不可能にすること

もできなかったのである。労働組合の必要性は原則的には承認するが、党の労働組合設立要求は抑えるというヒトラーの態度は、こうしたデイレンマから引き出されたまさに「実地的結論」であつたと言えよう。

このような党指導部の態度に対する党内の不満が募る中、労働組合設立問題は、単なる要求のレヴェルを越えて具体的行動に移されることになる。党指導部は二八年八月九日、「何人もナチ党の名で労働組合設立を行なう権限をもたないことを指令する。……万一労働組合が設立されたとしても、それはナチ党とは何の関係もない」という指令を出す。⁽¹³⁾だがこの直後、インゴルシュタットでは、一定の成果を挙げればヒトラーも党の組織として承認するだろうという期待の下に、「大ドイツ労働組合 (Groß deutsche Gewerkschaft)」が設立されたのである。⁽¹⁴⁾またすでにこの時、労働組合運動の中心地ベルリンでは、企業内のナチ党員の組織化が企業細胞という形で実現していた。

ベルリンの党組織禁止中(二七年五月——二八年三月)、エンゲルは二八年春の経営評議会選挙に対する準備のため、企業内のナチ党員を組織的に結集させた。これが後の企業細胞組織の発端である。企業内でのナチ党員の組織化は直ちに連鎖反応を起し、他の企業においても細胞の形成をみる。⁽¹⁵⁾SPDやドイツ共産党(KPD)の勢力が確固として根をおろしたベルリンでは、企業内のナチ党員たちは、自由労働組合やKPD系の革命的労働組合反対派(RGO)に対抗するための組織的後盾を必要としていたのである。このような情勢の下、エンゲルは、企業細胞の中央指導部設立を大管区指導部に提案する。大管区指導者ゲッペルスはこの提案に同意し、さらに大管区組織指導者ムーホの協力を得て、二八年七月三〇日、「労働者問題書記局 (Sekretariat für Arbeiterangelegenheit)」が設置され、エンゲルが局長となつた。⁽¹⁶⁾そして、ゲッペルスやエンゲルによる企業細胞の活発

な宣伝活動が推進される中で企業細胞は増大していき、三〇年五月一日、ムーホの組織計画に基づいて、「労働者問題書記局」が「大管区企業細胞局 (Gaubetriebszellenabteilung)」へと改組された。⁽¹⁷⁾

ベルリンでの企業細胞運動は、労働組合設立を要求していた他の大管区へも波及し、ベルリンを模範として企業細胞が組織され始める。こうした動きを背景に、ベルリン、ハノーファーなどの大管区や個々の企業細胞指導者たちの間では、企業細胞運動に関して沈黙を守り続けているヒトラーに対し、企業細胞組織を公式に認めるようにとの要求が高まる。また二九年八月、ニュルンベルクでの党大会の際、企業細胞組織を労働組合にしようというインゴルシュタットの提案をめぐって討論が行なわれた。⁽¹⁸⁾ このような動きをうけてヒトラーは、二九年九月一二日「フェルキッシャー・ベオバハター」紙上で、NSBOを正式に承認することになった。⁽¹⁹⁾ しかし、党からの予算は与えられず、大会に向けてのエンゲルによる全国組織設立提案も実現されなかったのである。従って、この後もムーホらによるNSBOの組織的拡大と権限拡大のための努力は続いた。

二九年の地方選挙で目立ち始めたナチ党の上昇は三〇年九月一四日共和国議会選挙での大躍進へとつながり、党に対する大衆的支持の拡大が決定的となった。このような状況の中で、ムーホは党指導部にNSBOの全国組織設立を提案する。そして彼と全国組織局代表シュルツとの会談を経て、三一年一月二五日、全国企業細胞局 (Reichsbetriebszellenabteilung: RBA) が成立し、G・シュトラッサー指導下の全国組織局第一部に編入されることになった。ベルリンのノイケルン・セクション指導者シューマンが全国企業細胞局長に、ムーホが彼の全権代理兼組織指導者に任命された。⁽²⁰⁾

以上のような経緯をへてNSBOは成立する。企業細胞運動の発端はベルリンであったし、RBA成立後もベ

ルリンが中心であり続けた。しかし、ヒトラーによるNSBO承認、全国組織への拡大は、党内の根強い「ナチス労働組合」設立要求を背景にして初めて可能であったと言えよう。それでは、NSBO成立によって「ナチス労働組合」設立問題は解決したのであるうか。

二

三一年一月一日、RBAの設立に先立ち、ムーホは、G・シュトラッサーに作成を依頼されていたNSBOの組織計画を発表した。⁽²³⁾これは、NSBOの組織構成と活動方法を詳細に規定している。この組織計画によれば、企業細胞組織の目的は、「労働者の間でナチズムの世界観を広める」⁽²⁴⁾こととなっている。この場合の「労働者」は、「額とこぶしの労働者 (Arbeiter der Stirn und der Faust)」というNSBOのスローガンにみられるように職員と労働者を含んでいるが、NSBOは、事実、その主張のように「額とこぶしの労働者の戦線」であったのだろうか。NSBOメンバーの社会的構成は明確ではない。しかし、その大部分が職員、一部が失業労働者によって占められており、就業労働者はわずかだったようである。⁽²⁶⁾また、三一年の大管区企業細胞指導者について言えば、職員、手工業者、労働者の比率はおよそ三・二・一であったという。⁽²⁷⁾従って、NSBOは、メンバーの社会構成からみれば、労働者の組織というよりもむしろ職員の組織という色彩が濃厚であった。だが実際の活動においては、マルクス主義との対決が前面に押し出され、「マルクス主義」労働者の獲得が主要な目標となった。「ドイツの労働者を、国際ユダヤ・マルクス主義の罠から解放する」ために、NSBOが果たすべき具体的任務は、(一)ナチズムのための、言葉と文字による絶え間ないプロパガンダ、(二)企業細胞新聞やパンフレットの発行、(三)経

営評議会選挙への参加、(四)賃金ストライキの実行、(五)マルクス主義の影響やテロの打破、(六)すべての共感者の把握、(七)企業内での集会とデモの組織、等とされた。⁽²⁸⁾

ムーホは、NSBOの公式機関紙として、三二年三月以来、「ナチス企業細胞組織の理論と実践のための雑誌」と銘打った「アルバイタートゥーム (Arbeitertum)」を発行し、この継続的購読をNSBOメンバーの義務とした。⁽²⁹⁾ このほかにも数多くの企業細胞新聞やビラ、小冊子などが発行される。これらを駆使して行なわれるプロパガンダの対象は、とりわけマルクス主義労働者であり、「大衆が長年慣れてきたマルクス主義の用語法に、絶対背を向けてはならない」という配慮がなされている。NSBOは、「マルクス主義の用語」を模倣することによって、ナチ党に対する労働者の不信感を取り除こうとしたのである。しかし、労働者の不信感を除去するためには、つまり「マルクス主義者」からナチ党に浴びせられる「労働者の敵」、「企業家の犬」、「スト破り」といった「汚名」をそぐするためには、労働者に現実の行動を提示することが必要であった。こうした理由から、「経営評議会選挙への参加」や「賃金ストライキの実行」などの活動が必要になる。

経営評議会 (Betriebsrat) は、ヴァイマル憲法 (第一六五条) に基づく経営評議会法 (二〇年二月四日公布・施行) により設置された。企業内の一八歳以上の男女被傭者が選挙権、二四歳以上が被選挙権を有し、評議会の構成員は、種々の労働組合及び労働者団体が提出する候補者名簿の中から、比例代表制にのっとり選出された。評議会の中には労働者評議会と職員評議会を作ることができた。経営評議会法は、評議会の任務として、被傭者による経営目的遂行の支持、被傭者の利益擁護、経営参加等を謳っている。しかし、評議会は実質的機能をほとんど果たしえず、とくに相対的安定期には、自由労働組合の一付属機関の観を呈するようになっていた。⁽³¹⁾ 一方K

P Dは、労働組合官僚に対する闘争の支点として評議會を重視するようになり、R G Oが経営評議會選挙運動を積極的に推進し、二九年春の選挙ではその勢力を大きく拡大していた。⁽³²⁾

NSBOもまた、「ナチズムは、経営評議會選挙への参加によって、その思想是認を表明している。我々の企業細胞活動の目的は、経営評議會におけるヘゲモニーの獲得である。経営評議會における活動によって……企業に浸透していくことが我々の中心的任務である」として、評議會選挙に積極的に取り組もうとしていた。つまりNSBOは、評議會選挙参加によって、ナチ党が経営評議會思想を是認していることを示すだけではなく、評議會にナチ黨員を送り込むことによって、「マルクス主義の砦」の一角を切り崩し、労働者の間でナチズムを広めるために、評議會を利用しようとしたのである。

それではストライキはどのように考えられたのか。ムーホは次のように述べている。「今日支配している自由主義的・資本主義的経済体制内では、ストライキは、労働者にとって社会的要求獲得のための不可欠の武器となっている。労働と資本の間の階級対立が存在し、国民社会主義的経済秩序がまだ実際に形成されていない限り、ナチズムは、ストライキを労働者の最後の武器として承認する。ストライキは認は原則的なもので、たとえその発起人がキリスト教系労働組合であろうとも、また自由労働組合やK P Dであろうとも、それは問題にはならない。」⁽³⁴⁾このような立場から、NSBOはストライキの際には、資金と食糧品供給によって物質的に闘争者を援助したり、ストライキ指導者としてその頂点に立ち、闘争を貫徹する、という。また、NSBOがストライキに参加するか否かの決定は、大管区企業細胞指導者の報告に基づいて、NSBO指導部が行ない、⁽³⁵⁾ストライキが承認された場合にのみ、スト破りを行なった者がNSBOから除名されることになっている。⁽³⁶⁾

以上のように、NSBOは、なるほど労働組合と同様、経営評議会選挙への参加、ストライキ実行をその任務としてはいる。しかし、これらの活動の目標はあくまで党への労働者獲得であり、この点で労働組合とは異なっている。それでは、NSBOは労働組合をどのように把えていたのであろうか。

三

NSBOを公式に承認することになった二九年九月一二日の「フェルキツシャー・ベオバハター」によれば、「ナチ党は、今や熱望されている企業細胞組織を、一定期間中にナチ党の職業労働組合の設立が着手される基盤と考える。その時まで、ナチ党内の労働者、職員、公務員は、それぞれが所属している労働組合に留まり、そこで、マルクス主義政党や民主主義政党のためのプロパガンダをできる限り妨害しなければならない」とされて³⁷⁾いる。ここでは、『わが闘争』の中に述べられたヒトラーの基本的方針が貫かれており、NSBOを労働組合にしようというインゴルシュタットの党大会での提案は拒否されたのである。こうした形でのNSBOの承認は、ひとつには、党の労働組合設立を拒否しているにもかかわらず、「下からの」強い要求を無視できなくなったヒトラーの立場に起因するものと思われる。彼の立場は、企業細胞という名は保持されるが、この組織は実際には労働組合である、という大会報告³⁸⁾の矛盾した表現にも読みとることができる。

この大会報告は逆に、ナチ党内の労働組合設立要求の根強さをも推察させるが、しかしここで注意しておかねばならないのは、NSBO指導者が必ずしも労働組合設立の意図をもっていなかったことである。すでに二八年六月末、ベルリンでの企業細胞運動の積極的推進者エンゲルは、自由労働組合のような組織を設立する意図はな

いことを強調していた。⁽³⁹⁾ ムーホ(=NSBO指導部)もまたエンゲルと同様、NSBOの労働組合としての性格を強く否定している。例えば、「NSBOは経済的同盟やナチ党の『覆面の』労働組合ではなく、そのように考える者は誤っている。」⁽⁴⁰⁾「NSBOは労働組合ではなく、また決して労働組合に似た組織でもなく、アドルフ・ヒトラーの理念を普及させ、企業マルクス主義を破壊し、必要なドイツの労働者をナチズムに獲得するための政治的闘争形態である」と。⁽⁴¹⁾こうして、NSBOの「純粹に政治的な目標と機能」が強調されるのであるが、次にその組織形態を一瞥しておきたい。

NSBOの組織は、指導部であるRBAを頂点に、党自身の組織網と一致して、大管区・中管区・小管区にそれぞれ設置された企業細胞指導部、そして個々の企業細胞から構成されている。⁽⁴²⁾それぞれのレヴェルの企業細胞指導者は、すぐ上のレヴェルの企業細胞指導者から、企業細胞活動に関する指令を受けるが、その任命権は、当該レヴェルの政治的指導者が握っていた。⁽⁴³⁾「NSBOの指導は民主的ではなく、貴族政的に(aristokratisch)行なわれる。……指導者は選挙によって選ばれるのではなく任命される」⁽⁴⁴⁾のである。また、RBAの命令は絶対であり、NSBOの全職員と全メンバーは、これに従わねばならない、とされている。⁽⁴⁵⁾このようにNSBOにも指導者原理が貫徹しており、党自身と同様な命令・服従体制、民主的管理の徹底的排除は、NSBOと労働組合の組織的相違を示すものであろう。従ってNSBOは、その指導部が強調するように、目的においても、組織構造においても労働組合とは異質なものであった。それでは、NSBOは労働組合に対してどのような態度表明を行なったのであろうか。

NSBOの労働組合に対する立場は、『わが闘争』第二巻において示されたヒトラーの見解と基本的に同じもの

である。つまり、「労働組合は、抑圧された労働者の保護組織であり、すべての国民の正当な社会主義的均衡を保証する国家が存在しない限り、正当である」⁽⁴⁶⁾から、ナチ党は労働組合を断固として支持し、それ故決して破壊しない、という。このように、NSBOはストライキの場合と同様、自由主義的・資本主義的経済体制内での労働組合の必要性は原則的に承認するが、既存の労働組合は認めない、という立場をとる。なぜなら、「労働組合は本来非政治的で、労働者の経済的・文化的利益のためにだけ闘う組織であらねばならないにもかかわらず、現在は、マルクス主義やキリスト教中央党の党目的のために利用されている」⁽⁴⁷⁾からである。従って、「ナチ党は労働組合そのものに反対するのではなく、このような労働組合の政治化に反対するのである」⁽⁴⁸⁾。故に、「我々の任務は、ドイツ最大の労働組合を脱政治化させ、すなわち、それをマルクス主義の誤った精神から解放し、その無能で腐敗した指導者を遠ざけ、労働組合を再びその本来の任務に立ち返らせることである」⁽⁴⁹⁾となる。

このような理由から、既存の労働組合の政党との結合、労働組合指導部の「精神的・物質的腐敗」が徹底的に攻撃される。自由労働組合指導部に対する攻撃は、その「マルクス主義的基本態度」のゆえに特に激しく、キリスト教労働組合は、「自由労働組合運動よりも、理念的に多くの点でナチズムに近い」とされながらも、中央党との結合が攻撃の的となる。⁽⁵⁰⁾さらに、「現体制下で均衡を求めようとする」御用組合は拒否され、御用組合所属者はNSBOから除名されることになっている。⁽⁵¹⁾しかし、前述したように、他の労働組合に所属しているメンバーには、そこに留まり、「マルクス主義政党や民主主義政党のためのあらゆるプロパガンダを妨害する」ことが奨励された。このように組合指導部に対する攻撃は、外から行なわれるだけでなく、組合内のナチ党員によって組織内の下からも行なわれた。

しかし、労働組合指導部に対する組合内での攻撃はすぐに不可能となった。自由労働組合が、ナチの侵入に対抗するため組合内のナチ党員を閉め出したのである。⁽⁵²⁾ NSBOは、専ら外から労働組合指導部への攻撃を続け、しかも組合から追放されたメンバーに対して、労働組合の役割を引き上げざるをえなくなった。「アルバイタートゥーム」の編集者ビアラスの次の言葉は、こうした事情を示している。「NSBOは決して組織形態としての労働組合と闘ったのではなく、ただ労働組合へのマルクス主義や中央党の影響と闘ったのである。しかし、労働組合は役に立たないことが多く、またNSBOのメンバーを排除したので、NSBOにとっては、組合から拒否された権利を彼らに保証する必要が生じた」。⁽⁵³⁾ このため、ナチ党に対する労働者の不信感を取り除くための活動であつたストライキ参加が、ますます必要となつた。

労働組合としての性格を否定しつつも、現実には、ストライキ活動、解雇されたメンバーへの経済的援助など労働組合の機能を果たさざるをえないという情況にあつて、NSBO内では、「ナチス労働組合」設立要求が根強く存在し続けたのである。NSBO指導部が、すでに述べたように、NSBOは労働組合ではなく、ナチ党の純粹に政治的な特別組織である、と繰り返して強調しなければならなかつたことは、NSBO内の労働組合設立要求の存在を裏づけるものであらう。次のような指令も出されている。「NSBO内にはあちこちに、任務と目標に関して相変わらず不明確な考えが存在する。従つてもう一度我々の特別組織の目標を確認しなければならぬ」。⁽⁵⁴⁾「すべての大管区企業細胞指導者は、NSBOの任務に関して、無知から（NSBOが労働組合であるという）危険な幻想が生じないように注意しなければならない」。⁽⁵⁵⁾

このようにNSBO指導部は、労働組合設立要求、或いはNSBOを労働組合とみなす「危険な幻想」を抑え

ようとしていた。それでは、自己の組織内部に「危険な幻想」をはらんだNSBOは、ヴァイマル末期の混乱した政治・経済情況の中で、実際にどのような行動を行なったのであろうか。

四

全国組織が設立され、党内の「額とこぶしの労働者」にはNSBOへの所属が義務づけられたとはいえ、三一年春、NSBOはいまだ数千のメンバーを組織する少数グループにすぎず、また指導者不足のために、多くの指導者はナチ党の他の職務を兼任していた。NSBOへの加入者は、三一年末漸く四万近くになり、経済情勢がますます悪化し政治的矛盾が深刻化していく三二年には、急速に増加し、ヒトラーが政権を掌握する三二年一月には約四〇万に達した。⁽⁵⁶⁾ こうしてNSBOは、ナチ党内では突撃隊に次ぐ大組織へと発展していく。

この間、数々の勧誘の試みが行なわれたことは言うまでもない。ベルリン大管区は、ゲッベルスの陣頭指揮の下に、「企業の中へ行動(Hitb-Aktion)」という大規模なプロパガンダ活動を展開する。突撃隊員や親衛隊員などをも動員して、数多くの集会の開催、デモの組織、ビラ配り等の活動が熱心に行なわれた。⁽⁵⁷⁾ この活動はその後全国的規模に拡大される。またNSBO指導部は、三一年一月、年内に二五〇〇〇人の新メンバーの獲得、一五〇〇の企業細胞設立、一五〇〇人の小管区企業細胞指導者任命等を要求し、各大管区での活発なプロパガンダ活動展開を促している。⁽⁵⁸⁾

三一年春には経営評議会選挙運動も活発に展開された。南ウエストフアーレン大管区指導部は、活発な選挙運動の展開促進のため、各小管区に対して、適当な候補者をたてない場合には次の選挙の際に演説家やプロパガン

ダ材料を与えない、と圧力をかけている。⁽⁵⁹⁾このような事実から、NSBO指導部がこの選挙にいかに力を入れていたかは明らかであろう。だが、候補者不足のため、多くの企業においてはNSBO独自のリストを掲げて選挙に臨むことができなかった。⁽⁶⁰⁾また、数多くの集会開催、ビラの配布、個々の労働者の説得などによる熱心な選挙運動に比べて、その成果はわずかであった。詳細は明確ではないが、労働者よりも職員から多くの支持を得ている。エッセンの企業クルップでは、一四七九七人の労働者のうち、NSBOに投票した者はわずか六七〇人（四五％）であるのに対し、職員の場合、三七五〇人のうち一一四二人（約三〇％）がNSBOを支持している。⁽⁶¹⁾

NSBO指導部は、その主要目標である「マルクス主義」労働者獲得の失敗にもかかわらず、「ナチ党の企業への侵入は、敵に大きな反響を呼び起こした。それ故我々は、自信をもって次の選挙に臨むことができる」と公言している。⁽⁶²⁾しかし、翌年の評議会選挙は、ブリュニング政府による三一年一二月の緊急令によって禁止された。この政府の禁止措置は、自由労働組合がNSBOの危険性を認識し、これ以上の進出を阻止するために政府に圧力をかけたことによるものとみなされ、⁽⁶³⁾他方、NSBOによる政府への攻撃はますます激化し、労働者がナチズムへの支持を示すことができるよう評議会選挙の再開要求が突きつけられていく。

ところで、経済恐慌鎮静化のために執られたブリュニング政府のデフレーション政策は、実際には経済情勢の悪化にさらに拍車をかけることになり、三二年冬には失業者は六〇〇万人を突破した。このような失業者数の激増と企業細胞運動の拡大に伴い、三二年一月、失業者獲得のためのプロパガンダを任務とする失業者局（Arbeitslosenstelle）がRBAに設立され、⁽⁶⁴⁾NSBOは失業者獲得にも積極的に乗り出していく。

さらに三二年に入ると、NSBOのストライキ活動が活発化し、G・シュトラッサーは、全国ストライキ援助

基金を設置する。⁽⁶⁵⁾ それまでのNSBOによるストライキ参加の中で大きなものは、三〇年六月マンスフェルト、鉱山労働者のストライキ、三〇年一〇月ベルリン金属労働者のストライキ、三一年一月ルール鉱山のストライキなどであった。⁽⁶⁶⁾ ベルリン金属労働者のストライキが勃発した時、ベルリン大管区は、エンゲルを指導者として直ちにストに連帯を表明し、スト破りに対して党からの除名を告示した。しかし、ザクセンではストライキ反対の声が上がり、ベルリン大管区のスト参加は、ナチ党内にストライキ支持をめぐる激しい論争を喚起した。⁽⁶⁷⁾ ミュンヘン党指導部は、三一年一月「フェルキツシャー・ベオバハター」が労働者のストライキ権を支持するに至るまで、ストライキ問題に対して曖昧な態度をとり続けた。このため、「(ナチ党員の) 一部は共産主義者より急進的に振舞い、……他の部分はスト破りを行なう」といったストライキ問題に関する党内の不統一が露呈することになった。⁽⁶⁸⁾

ブリュニングのデフレーション政策を引き継いだパーペンによる賃金切下げに対して、三二年九月以降、新たなストライキの波が生じ、一月に頂点に達する。⁽⁶⁹⁾ ムーホの報告によれば、NSBOは、三二年一月にはドイツ全国で二六のストライキに参加している。なかでも一月三日に勃発したベルリン交通会社の輸送労働者によるストライキは、最大規模のものであった。自由労働組合指導部は、規約が必要とされる四分の三の賛成が得られないという理由で、ストの承認を拒否し、KPDの指導下でストライキが行なわれることになった。⁽⁷¹⁾ ベルリン大管区指導部は、一月三日直ちにストライキ支持宣言を行なってストの頂点に立ち、党指導部もまたストの支持を指令した。⁽⁷²⁾ こうして、NSBOはRGOと協働し、共にピケットをはって闘うことになったのである。⁽⁷³⁾

ストライキ活動を中心にしたNSBOの急進的行動の背後では、ヒトラーら党幹部による経済界への接近、政

権掌握のための画策が進行していた。NSBOの活動が経済界を驚かし、これらの画策に不利な影響を与えたことは推測に難くない。ルール地方の石炭関係の有力者は、ストライキにおけるNSBOの好戦性が、ナチ党への接近の障壁となっていることを認めている。⁽⁷⁴⁾ それでは、ヒトラーはNSBOのスト参加をどのように考えていたのか。三二年一月一九日、ヒンデンブルクとの会談の際、何故ナチ運動はベルリンの交通ストに参加したのか、という大統領の非難まじりの質問に対して、ヒトラーは次のように答えている。「労働者たちは激昂しています。たとえ私が党員のスト参加を抑えたとしても、結局ストは行なわれたでありましょう。そして、私は労働者大衆の中の党員を失ってしまったことでしょう。それはドイツにとっては決して利益とはなりません。」⁽⁷⁵⁾つまり、合法的政権掌握をめざすヒトラーにとって、労働者を党内に維持するために、NSBOの活動が重要な意味をもつようになっていたのである。この事はまた、三二年六月末G・シュトラッサーによって行なわれたナチ党の組織改造の際、RBAが全国指導部の組織局第六部(Hauptabteilung VI)に昇格し党の予算が与えられるようになったことからも窺える。⁽⁷⁶⁾

以上のように、NSBOは、RBAの設立以来ヒトラーの政権掌握に至るまでの二年間、「企業の中へ行動」などの大規模なプロパガンダ活動、経営評議会選挙運動、失業者獲得のためのプロパガンダ、ストライキ活動など、休むひまなく活動を続け、そのメンバーを絶え間ない行動へと駆り立てていった。このような状況の中で、NSBO指導部がたとえ「NSBOは労働組合ではない」と繰り返し強調したとしても、そのメンバーには、NSBOと労働組合の区別は意識されたであろうか。むしろ、ヴァイマル末期の休みなき活動、特にストライキ活動は、NSBOを労働組合とみなす「危険な幻想」を増幅させることになったと思われる。しかし、これはNSBO指

導部にとって「危険」なのであって、NSBOメンバーにとつては、NSBOの成立・活動は、まさに「ナチス労働組合」設立問題の「現実的解決」となっていたといえよう。

おわりに

NSBOは、ヒトラーら党指導部の否定的態度にもかかわらず、党内に根強く存在する「ナチス労働組合」設立要求を背景に、「下からの」運動として成立した。しかし、この組織は、「ナチス労働組合」としてではなく、「労働者獲得のためのナチ党の特別な武器」として、活発な活動を展開することになる。だが、「ナチス労働組合」設立要求もまた生き続けることになる。NSBO内には、企業細胞を労働者獲得のための単なるプロパガンダ手段とみなすグループと、労働者の利益擁護を重視し、NSBOを労働組合に発展させようという意図をもったグループが存在していた、とクレプスは指摘しているが、この二つのグループを、NSBO指導部と下部メンバーに置き換えられないであろうか。NSBO指導部は、後者のグループの意図を「NSBOは労働組合ではない」と繰り返し強調することによって抑えようとした。しかし、ストライキ活動、解雇されたメンバーへの援助金の支払いなど労働組合と同様な機能を果たさざるを得ない、という情況にあって、NSBOメンバーにとつては、NSBOと労働組合の境界線がますます曖昧になっていった。

こうした形で生き続けた「ナチス労働組合」設立要求は、ヒトラーの政権掌握後、とりわけ既存の労働組合解体後、どのような経済社会体制を建設するかをめぐる問題の中で再燃することになる。

- (1) Konrad Heiden, *Geschichte des Nationalsozialismus. Die Karriere einer Idee*. Berlin 1932, S. 251.
- (2) W. Gorlitz und H. A. Quint, *Adolf Hitler. Eine Biographie*. Stuttgart 1952, S. 266 u. S. 282.
- (3) Dietrich Orlow, *The History of the Nazi Party 1919-1933*. Vol. 1. Pittsburgh 1969 p. 168.
- (4) Max H. Kele, *Nazis and Workers. National Socialist Appeals to German Labor 1919-1933*. Chapel Hill 1972, p. 170.
- (5) 同大管区指導部は、「私た等は、労働者運動の活発化を目下の任務と考へてゐる」と断言してゐる。(Wilfried Bölnke, *Die NSDAP im Ruhrgebiet 1920-1933*. Bonn - Bad Godesberg 1974, S. 83 u. S. 171.)
- (6) Ulrich Wörtz, *Programmatik und Führerprinzip. Das Problem des Strasser - Kreises in der NSDAP*. Erlangen - Nürnberg 1966, S. 83.
- (7) Reinhard Kühnl, *Die nationalsozialistische Linke 1925-1930*. Meisenheim am Glan 1966, S. 74.
- (8) Friedrich Kass, *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsgedanke*. Diss. 1934, S. 9.
- (9) Kühnl, *op. cit.*, S. 74.
- (10) シューマンは、二十七年八月のニールンベルク党大会の後に第二巻が発表されたところから、フォールンに於いて、二十六年十二月一〇日発行となつてゐる。(Hans-Gerd Schumann, *Nationalsozialismus und Gewerkschaftsbewegung*. Hannover und Frankfurt /M. 1958, S. 33; Hans Volz, *Daten der Geschichte der NSDAP*. Berlin und Leipzig 1938, S. 23.)
- (11) 従つて、ナチ党員は、既存の組合内部で出来る限り破壊的に活動するため、そこに留まるべきであると思われる。(A・ヒトラー『わが闘争・』平野一郎・将積茂訳、黎明書房、一九七三年版、一四二——一五三頁。)
- (12) 二十七年の党大会の際にも「ナチス労働組合」設立を決定する会議を開くようにとの提案がなされたが、実現されなかつた。(Heiden, *op. cit.*, S. 250.)
- (13) *Ibid.*, S. 251.
- (14) „Großde Hauptverwaltung Ingolstadt Rundschreiben Nr. 1“, *NSDAP Hauptarchiv*, Hoover Institution, Microfilm Collection (Stanford 1964), reel 89, folder 1867. (ゾレ HA 89 / 1867. を略記)「大ドイツ労働組合」はその後成果

- (15) を挙げると、この「ナチス労働組合」は、一九三三年三月に解体された。そのメンバーは、NSBOに参加した。(Kele, *op. cit.*, p. 199.)
 - (16) Gunther Adam, *Johannes Engel. Sein Leben - Seine Arbeit - Sein Wirken*. Berlin 1933, S. 8 f.; Gerhard Starcke, *NSBO und Deutsche Arbeitsfront*. Berlin 1934, S. 26. 一九三四年六月末、メンバーは、その企業細胞が存在したところ。
 - (17) Adam, *op. cit.*, S. 11; Starcke, *op. cit.*, S. 32.
 - (18) 企業細胞の数は、一九三八年末には約五〇、一九三九年夏には約七五であった。(Adam, *op. cit.*, S. 15 u. S. 18; Starcke, *op. cit.*, S. 32.)
 - (19) Starcke, *op. cit.*, S. 32.
 - (20) Kele, *op. cit.*, p. 151.
 - (21) „Völkischer Beobachter“ vom 12. 9. 1929, HA 89 / 1867.
 - (22) Kuhn, *op. cit.*, S. 309-311, Dokument Nr. 13, Nr. 14 und Nr. 15.
 - (23) Starcke, *op. cit.*, S. 34f.
 - (24) Reinhold Muchow, *Organisation der Nationalsozialistischen Betriebszellen. Ziel und Systematik ihrer Arbeit*. München 1931, 1932.
 - (25) *Ibid.*, S. 4.
 - (26) 公務員は、一九三一年七月の指令によつて、NSBOから分離された。(RBA - Rundschreiben Nr. 5 vom 8. 8. 1931, HA 15 / 283.)
 - (27) Bohnke, *op. cit.*, S. 104.
 - (28) Schumann, *op. cit.*, S. 39.
 - (29) Muchow, *op. cit.*, S. 13.
 - (30) *Ibid.*, S. 29.
 - (31) *Ibid.*, S. 22.
 - (32) 吉村勸「ドイツ経営協議会の発生・展開」『大阪市立大学経済学年報』第八集（一九五八）一六〇——一六六頁。
- 吉村勸「経済民主主義と経営協議会」『大阪市立大学経済学年報』第一〇集（一九五九）参照。

- (33) Muchow, *op. cit.*, S. 18.
 (34) *Ibid.*, S. 17.
 (35) Verfügung der Hauptabteilung vom 31. 7. 1932, HA 15 / 283.
 (36) Muchow, *op. cit.*, S. 7.
 (37) „Völkischer Beobachter“ vom 12. 9. 1929, HA 89 / 1867.
 (38) Kühn, *op. cit.*, S. 312, Dokument, Nr. 16.
 (39) Adam, *op. cit.*, S. 10.
 (40) RBA - Rundschreiben Nr. 5 vom 8. 8. 1931, HA 15 / 283.
 (41) Verfügung der Hauptabteilung vom 31. 7. 1932, HA 15 / 283.
 (42) めいじんの指導部と大管区企業細胞局の間で六人の監督者 (NSBO - Inspekteur. 後に一〇人になる) が置
 かれた事。
 (43) Starcke, *op. cit.*, S. 47.
 (44) Muchow, *op. cit.*, S. 9.
 (45) *Ibid.*, S. 3.
 (46) Muchow, R., *Sind die Nationalsozialisten sozialreaktionär?* München 1931, S. 2f.
 (47) *Ibid.*, S. 3.
 (48) *Ibid.*, S. 3.
 (49) Muchow, R., *Nationalsozialismus und "freie" Gewerkschaften*. München 1932, S. 112f.
 (50) しかしキリスト教労働組合の場合、三一年八月八日に「前もってRBAの許可を得ることなくこれへの攻撃を行な
 ないで」の指令が出たこと。 (RBA - Rundschreiben Nr. 5 vom 8. 8. 1931, HA 15 / 283.)
 (51) Muchow, *Organisation* , S. 7 und S. 17.
 (52) Vgl. „Arbeitertum“ vom 15. 10. 1931.
 (53) Starcke, *op. cit.*, S. 142.

- (71) Karl Dietrich Bracher, *Die Auflösung der Weimarer Republik*, Villingen 1955, ^s1971, S. 564.
- (72) Schüddekopf, *op. cit.*, S. 394.
- (73) しかし、NSDAPは、ストライキ敗北の原因を自由労働組合やRGOの「裏切り」に帰している。(Vgl. „Arbeitertum“ vom 1. 12. 1932.)
- (74) Orlow, *op. cit.*, p. 182.
- (75) Kurt Gosswiler, „Karl Dietrich Brachers „Auflösung der Weimarer Republik“, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* (1958. 3), S. 551.
- (76) RBA - Rundschreiben Nr. 12 vom 1. 7. 1932, HA 15 / 283. 党区レベルの組織的昇格は、NSDAPの活動の成果がヒトラーの指導によって達成されたものである。NSDAP指導部は解釈している。
- (77) Albert Krebs, *Tendenzen und Gestalten der NSDAP*. Stuttgart 1959, S. 71f. クレブスは、これらの二グループを「ゲッベルス派」と「G・シュトラッサー派」の対立に還元している。

(大学院院生)